

令和 6 年度

放課後児童支援員認定資格研修

開 催 要 項

徳 島 県

令和 6 年度 放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1. 目 的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

2. 主 催 徳島県（委託先：特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会）

3. カリキュラム内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4. 5 時間】
1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1－② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1－③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6 時間】
2－④ 子どもの発達理解
2－⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達
2－⑥ 障害のある子どもの理解
2－⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5 時間】
3－⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
3－⑨ 子どもの遊びの理解と支援
3－⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3 時間】
4－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4－⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3 時間】
5－⑬ 子どもの生活面における対応
5－⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3 時間】
6－⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6－⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4. 実施日程・会場

<徳島会場>定員 100 名

・徳島 JA 会館 本館 1 階すだちホール

〒770-0011 徳島市北佐古一番町 5-12 無料駐車場有

	9/8 (日)	9/23 (月・休)	10/14 (月・休)	11/3 (日)	11/23 (土・休)	12/1 (日)
10:15~ 10:30	ガイダンス					
10:30~ 12:00	1 - ①		2 - ⑦	3 - ⑧	3 - ⑨	
13:00~ 14:30	1 - ②	2 - ④	2 - ⑥	4 - ⑪	5 - ⑬	6 - ⑮
14:40~ 16:10	1 - ③	2 - ⑤	3 - ⑩	4 - ⑫	5 - ⑭	6 - ⑯
16:10~ 16:30						人材センター説明・ガイダンス
講 師	中田 周作 (中国学園大学)	中田 周作 (中国学園大学)	上岡 義典 (四国大学)	豊田 開吏 (放課後児童支援員)	中野 健汰 (放課後児童支援員)	藤原 由加 (放課後児童支援員)

<オンライン>定員 100 名程度 (※100 接続まで)

この会場は ZOOM を使用した、個人接続でのオンライン形式となります。オンラインの性質上、音声途切れたり、画面が静止することが多少ありますことをご理解ください。

	9/16 (月・休)	9/29 (日)	10/6 (日)	10/27 (日)	11/10 (日)	11/24 (日)
10:15~ 10:30	ガイダンス					
10:30~ 12:00	1 - ①		2 - ⑦	3 - ⑧	3 - ⑨	
13:00~ 14:30	1 - ②	2 - ④	2 - ⑥	4 - ⑪	5 - ⑬	6 - ⑮
14:40~ 16:10	1 - ③	2 - ⑤	3 - ⑩	4 - ⑫	5 - ⑭	6 - ⑯
16:10~ 16:30						人材センター説明・ガイダンス
講 師	中田 周作 (中国学園大学)	中田 周作 (中国学園大学)	上岡 義典 (四国大学)	中山 芳一 (岡山大学)	矢吹 一馬 (放課後児童支援員)	籠田 桂子 (放課後児童支援員)

5. 応募できる方

以下の（１）（２）のいずれにも該当する方です。

（１） 基準第１０条第３項各号のいずれかに該当する者

【基準第１０条第３項抜粋】

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 十 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

（２） 県内の放課後児童健全育成事業所（注）において利用者の支援に従事する職員

（従事しようとする者を含む）

（注）「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第 34 条の 8 の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります。

6. 研修科目の一部免除

こども家庭庁「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」3（6）「科目の一部免除」ア～ウに該当する方（保育士、社会福祉士、教諭の各有資格者）は、希望により各号に定める科目を免除します。

ア 保育士「2－④」「2－⑤」「2－⑥」「2－⑦」計 4 科目免除対象

イ 社会福祉士「2－⑥」「2－⑦」計 2 科目免除対象

ウ 教員「2－④」「2－⑤」計 2 科目免除対象

7. 必要経費

テキスト代 2,300円 各会場1日目に現金と引き換えでお渡しします。オンラインの場合は、発送時の案内に従って代金を振り込んでいただくようになります。

一部科目修了者の方は、昨年度のテキストをご使用ください。

なお、受講料は無料です。

8. 受講申込方法

現に放課後児童クラブに従事している方はその勤務先を通じて市町村に、それ以外の方は住所地の市町村に必要な書類等をご提出ください。

県及び日本放課後児童指導員協会には受講申込書類を直接送らないでください。

(1) 受講申込締切日 令和6年8月16日(金) 必着

(2) 受講申込に必要な書類等

①	受 講 申 込 書 (様式1)	所定の受講申込書に必要事項を記入してください。(コピー使用可) 縦3cm×横2.4cm無帽正面で申込3ヶ月以内に撮影した写真(裏面に氏名を記入)を貼ってください。
※ ②	基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類	各種資格証の写し、卒業証明書、勤務証明書等 (科目の一部免除を希望する場合は、該当する資格を証する書類を添付してください。)
③	放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証(写し)	該当者のみ ③を提出の場合、②の提出は不要です。

※②基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について

1号該当(保育士)→資格証

2号該当(社会福祉士)→資格証

3号該当(高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者)

現職の方はこちらに該当します。→卒業証明書・勤務証明書

4号該当(教育職員免許法第4条に規定する免許状資格を持つ者)→資格証

5号該当(大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者)

→卒業証明書(学士の名称が分かるもの)

6号該当(大学にて社会福祉学等の課程を優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学が認められた者)→大学院入学認定書類

7号該当(大学院にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者)

→卒業証明書(修士等の名称が分かるもの)

8号該当(外国の大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者)

→卒業証明書(学士等の名称が分かるもの)

9号該当(高卒等の者であって、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めた者)→卒業証明書・勤務証明書(市町村

長の証明印の入ったもの)

10号該当(5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの)→勤務証明書(市町村長の証明印の入ったもの)

※上記の証明書と、受講申込書で姓が変わっている場合は、姓が変わったことを証明する書類(戸籍抄本)も併せて添付してください。

(3) 申し込みにあたって

①会場での集合研修では座席を指定します。視力・聴力・体調等の兼ね合いで座席位置等に配慮が必要な方や、その他研修の受講にあたって事前に申し送りしておくべき事情等がある方は、必ず申込書内の特記事項欄にご記入ください。内容を確認の上、可能な範囲で対応いたします。

なお、研修当日に会場で申し出いただいても内容によっては対応でき兼ねますので、ご了承ください。

②オンラインでは、同じクラブの方と数名で受講する事は可能です。申込書内の特記事項欄と一緒に受講する方全員の氏名をご記入ください。

なお、複数名で一緒に受講をお考えの際は、<オンライン形式での留意事項>の“⑤よくある質問”内にある「Q. オンラインにて同じクラブの方と数名で受講する際、気を付けるべき点はありますか?」の項を併せてご確認ください。

9. 受講申込受理通知書の送付

受講申込が受理された方には、以下の書類を開講日1週間前頃に本人宛に発送します。到着しない場合は、日本放課後児童指導員協会にお問い合わせください。

<受講申込が受理された方へ送付する書類>

* 受講申込受理通知書 * 日程表 * 会場案内

* オンラインは、接続案内, テキスト, 研修資料, 振込案内等研修に必要な書類一式

10. その他

(1) 受講申込受理通知書が届き、受講が決定した後で受講の辞退を希望する場合は、日本放課後児童指導員協会まで必ず連絡してください。

(2) オンライン受講に関する案内について、申込書に記入されたメールアドレスへ連絡をいたします。誤送信等を防ぐため、メールアドレスの記入にあたって、アルファベットと数字等見間違いやすいものは、注釈や表現をはっきりさせてください。また、記入するメールアドレスはパソコンもしくはタブレットで受信できるものにしてください。(※携帯電話のメールアドレス[=「@docomo.ne.jp」,「@ezweb.ne.jp」,「@i.softbank.jp」等]は不可とします。)

あわせて、info@ja-acc.jpの受信設定をお願いします。(セキュリティが高いと迷惑メー

ル扱いとなります)

(3) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。

(4) 申込書類に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することを使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。

(5) 受講申込書には、受講を希望する会場に印を必ず記入してください。

(6) 定員割れ・定員超過が発生した場合は、調整を行う場合があります。

(7) 警報級の暴風・暴風雪・大雪などが予想される場合は、前日夕方5時に実施の有無を判断いたします。尚、中止等の連絡は、実施先となる日本放課後児童指導員協会のホームページに掲載しますので、各自ご確認ください。(予定通り実施する場合は、案内の掲載はありません。)

※ホームページ URL <http://www.ja-acc.jp> ←「日本放課後」で検索ください。

※オンライン受講はこれらの影響を受けませんので、中止になることはありません。

(8) 必要に応じて、研修実施先(日本放課後児童指導員協会 TEL086-224-4101)より電話で連絡を差し上げる場合がございますので、電話に出るようにしてください。都合により出れなかった場合は必ず折り返しの連絡をお願いします。

(9) この研修では、研修内容の理解確認のため、レポートの提出が課されます(※研修最終日から2週間以内に提出。具体的な提出期限は研修最終日に案内)。レポートは合否を判定するものではありませんが、未提出の場合は修了とはなりません。

(10) 研修実施にあたり、主催者または研修実施機関の指示に従わない場合や、他の受講者の方に迷惑をかける等、不適切な行為があった場合には、受講の継続を認めない場合があります。

11. 修了後について

24時間の全課程を修了した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を本人宛にお送りします。なお、病気等のやむを得ない理由による欠席で全課程修了していない方には、一部科目修了証をお送りします(1年間有効。全課程を修了次第、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します)。

＜オンライン形式での留意事項＞

①ZOOM について

オンライン配信アプリです。ZOOM を初めて利用される方は簡単なセットアップが必要となります。受講決定後、事前にお送りする受講用 URL をクリックいただくと、自動でプラグイン（サインイン）の画面が開きますので、講習開始までにセットアップをお願いします。（通常 1 分程度で完了します）

※有線 LAN ケーブルを使用したインターネット環境、もしくは Wi-Fi 環境などの高速通信が可能な場所でご受講ください。

※リアルタイム配信のみとなっており、録画受講はできませんのでご了承ください。

※視聴にかかるインターネット通信料はご負担ください。

※スマートフォンでの受講はトラブルが多く、長時間の研修受講には不向きであるため、お勧めできません。

※ネットワークトラブルなどで受講できなかった場合、受講できなかった科目は未修了となります。

②必要機器等

パソコンまたはタブレット（カメラ、マイク機能のあるもの）・インターネット環境

※受講中は出席確認のため、カメラをオンのまま受講いただくことが必須となっています。

③過去に起こったトラブル一覧です。ご自身で対応できるスキルがある方の受講をお勧めします。

トラブル		受講者に必要なスキル
メール	・届かない ・誤って削除 ・迷惑メールとなる	・事前にアドレスの受信設定をする ・すぐ確認できるように保存しておく
出席確認	・本人がカメラに写っていない ・ブラックアウトしている ・画面の名前が本人ではない	・自分が画面に写っているかを確認する (ZOOM) ・画面の名前を自身の名前に変更する (ZOOM)
画面の見え方	・共有画面が見えない	・画面表示の操作方法 (ZOOM)
音声	・音が聞こえない、小さい	・パソコンの音量操作方法 ・スピーカーまたはイヤホン接続が必要かの判断
グループワーク	・話し合いに参加できない	・操作説明 (ZOOM: マイクミュート解除) ・マイク機能がついている機器かどうかの把握 ・アプリの設定でマイクがオフになっていないか確認する
ネットワーク	・ブラックアウト ・オーディオに繋がらない ・画面の静止	・状態を確認する (LAN で繋ぐ, Wi-Fi に近づく, 他の電磁波機器を利用しない等) ・カメラ機能の確認 ・機器のスペックの把握 (連続使用に耐えるのか)

④接続テスト日について

○令和6年9月11日（水）10時30分～15時の間いつでも可能

※問題がなければ、数分で終わりますので、必ずテストを行ってください。

※接続や操作に関する質問などもこの時にお受けします。研修当日は出席確認に時間を要するため、個別対応に係る時間が十分にありませんので、ご協力をお願いします。

⑤オンライン研修に関するよくある質問

Q. テキスト代をクラブ等でまとめて支払うことは可能ですか？

可能です。お送りする払込取扱票に対象となる方全員の氏名をご記入の上、お支払いください。

Q. オンラインにて同じクラブの方と数名で受講する際、気を付けるべき点がありますか？

カメラに受講者全員が常時写る環境を整えていただく必要があります。また、研修スライド等の視聴にあたって、2名程度なら通常のパソコン1台で可能と思われますが、3名以上で受講する場合は画面をテレビやプロジェクターと繋いで拡大していただくなどの対応を各自で行っていただく必要があります。

よくあるご質問

Q. 都合で行けない日は、他会場で受講できますか？

他会場への振替受講は可能です。但し、「振替希望届出書」を受講する3日前（オンライン会場へ振替希望の場合は7日前）までに日本放課後児童指導員協会事務局に提出してください。（FAX・Eメール・受付時）電話や口頭では受け付けておりません。また、連絡なしで当日来られても受講はできませんのでご留意願います。

Q. 会場に駐車場はありますか？

徳島会場施設内に無料の駐車場がございます。

Q. 遅刻したらどうなりますか？

講義開始後10分以上の遅刻・早退は、欠席扱いとなります。欠席となった科目のみ、他会場で受講いただくか、来年度ご受講ください。

Q. 資格証が見当たらないのですが、免除希望しなければ提出しなくてもいいですか？

3号（2年以上、2,000時間実務経験のある方）に該当し、免除科目を希望しない場合は、資格証の添付はなくても構いません。3号に該当することを証明する書類を提出ください。

Q. 免除の科目も受講できますか？

免除対象の科目も受講可能です。現在の視点で学びなおしていただくためにも、ご受講をおすすめします。

●初日に必要な持ち物・会場の詳細案内は、受理通知書と一緒に郵送いたします。

●受講中の留意事項（欠席の場合・レポート）の詳細は、初回ガイダンスでお伝えいたします。

＜問い合わせ先＞ ※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。

（資格制度その他に関すること）

徳島県こども未来部 青少年・こども家庭課

こども・若者育成支援担当（担当：香美）

〒770-8055 徳島市山城町東浜傍示1-1 アスティとくしま2階

TEL (088) 625-6166 FAX (088) 626-6189

※毎週火曜日は施設休館日のため、電話は繋がりません

（研修に関すること）

（特非）日本放課後児童指導員協会（開局時間：月～金 10時～18時）

〒700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町4-5 岡山繊維会館4階

TEL (086) 224-4101 FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

令和 6 年度 徳島県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書

記入年月日： 年 月 日

※受講者カード欄には氏名のみ記入してください

フリカゝナ			受講者カード		顔写真 貼付欄 (縦 3cm×横 2.4cm)
申込者氏名			受講者番号：		
生年月日	昭・平	年	月	日生	
連絡がつく電話番号			令和 6 年度 徳島県放課後児童支援員認定資格研修		
連絡がつくメールアドレス(オンライン受講の方必須)	※アルファベットと数字等見間違えやすいものは、注釈や表現をはっきりさせて下さい。 ※info@ja-acc.jp の受信設定をお願いします。携帯メールアドレスは不可				
自宅住所	〒 ー				
基準省令第10条第3項第1～10号で該当するもの1つに✓	() 1号 保育士の資格を有する者(資格証)(注1) () 2号 社会福祉士の資格を有する者(資格証)(注2) () 3号 高卒以上かつ2年以上児童福祉事業に従事した者(注3) (卒業証明書・勤務証明書) () 4号 教育職員免許法に規定する免許状を有する者(資格証)(注4) () 5号 大学において指定の課程を修了した者(卒業証明書) () 6号 大学で指定の課程を修了し大学院に進学した者 (大学院入学認定書類) () 7号 大学院において指定の課程を修了した者(卒業証明書) () 8号 外国の大学で指定の課程を修了した者(卒業証明書) () 9号 高卒かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(卒業証明書・勤務証明書) () 10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者(勤務証明書)				
	(注1) 保育士「2-④」「2-⑤」「2-⑥」「2-⑦」計4科目免除対象 (注2) 社会福祉士「2-⑥」「2-⑦」計2科目免除対象 (注3) 現職の方は9号ではなく、基本的に3号となります。 (注4) 教員「2-④」「2-⑤」計2科目免除対象				
勤務先クラブ名					
勤務先住所	〒 ー				
勤務先電話番号	() ー	勤務先FAX番号	() ー		
受講希望会場に✓	☐ 徳島 ☐ オンライン				
特記事項欄(必要な方のみ)	※研修受講にあたっての申し送り事項、もしくはオンライン会場で一緒に受講する方の氏名を記載				

※本申込書に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。

振替希望届出書

受講会場			
※受講者番号			
フリカゝナ			
申込者氏名			
自宅住所	〒 —		
連絡のつく電話番号	() —	FAX 番号	() —
振替希望会場			
振替希望日	⇒		

※受講者番号は初日に通知いたしますので、振替希望届出書の提出が早い場合は未記入で構いません。

送り先：日本放課後児童指導員協会

FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

※受付済のリファックスをしますので、必ず FAX 番号をご記入ください。

※メールの場合は上記内容をメール本文に直接記載して送信してもらっても構いません。

※提出から 3 日以上経過しても返信がない場合は、日本放課後児童指導員協会までお電話ください。

※オンラインへの振替の場合は、事前に資料を送付する都合がありますので、7 日前までに連絡をお願いします。